

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年9月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年9月5日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年9月5日 午後1時37分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 1 番 | 立石昭夫 | 2 番 | 竹原祐一 |
| 3 番 | 岩下礼治 | 4 番 | 谷崎利浩 |
| 5 番 | 園田浩文 | 6 番 | 菅敏徳 |
| 7 番 | 市原正 | 8 番 | 森元秀一 |
| 9 番 | 河崎徳雄 | 10 番 | 大倉幸也 |
| 11 番 | 湯浅正司 | 12 番 | 田中弘子 |
| 13 番 | 五嶋義行 | 14 番 | 高宮正行 |
| 15 番 | 古澤國義 | 16 番 | 阿南誠藏 |
| 17 番 | 古木孝宏 | 18 番 | 田中則次 |
| 19 番 | 井手明廣 | 20 番 | 藏原博敏 |

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 佐藤義興 | 副市長 | 宮川清喜 |
| 教育長 | 阿南誠一郎 | 総務部長 | 和田一彦 |
| 市民部長 | 佐藤菊男 | 経済部長 | 吉良玲二 |
| 土木部長 | 伊藤繁樹 | 教育部長 | 市原巧 |
| 総務課長 | 高木洋 | 福祉課長 | 山口貴生 |
| 農政課長 | 本山英二 | 建設課長 | 阿部節生 |
| 財政課長 | 宮崎隆 | 教育課長 | 日田勝也 |
| 会計課長 | 井八夫 | 農業委員会事務局長 | 田口求 |
| 税務課長 | 藤井栄治 | ほけん課長 | 藤田浩司 |
| 観光課長 | 秦美保子 | 住環境課長 | 古閑政則 |
| 人権啓発課長 | 下村裕二 | 市民課長 | 岩下まゆみ |
| まちづくり課長 | 佐伯寛文 | 水道課長 | 浅久野浩輝 |
| 阿蘇医療センター事務局長 | 井野孝文 | 代表監査委員 | 佐伯和弘 |
| 監査委員事務局長 | 小嶋穂寿美 | 内牧支所長 | 本田良治 |

波野支所長 加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 10 号 平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 11 号 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 12 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 認定第 13 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 14 報告第 11 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 議案第 93 号 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。7 番、市原正君につきましては、所定の手続きを経まして遅参の届けを受けております。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

執行部より追加議案の申し出がありましたので、9 月 2 日午後 2 時より議会運営委員会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、追加議案の取り扱いについてですが、本日の日程に追加議題とし、質疑の後、所管の委員会へ付託することにいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 議事日程等につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、議事日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 認定第 1 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 4 認定第 4 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 10 号 平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 11 号 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 12 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 認定第 13 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 1、認定第 1 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 13、認定第 13 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括議題にいたしたいと思えます。なお、質疑につきましては、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、日程第 1 から日程第 13 までを一括いたしましたして議題とし、質疑につきましては一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことに決定いたしました。

それでは、平成 27 年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、これより会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（井 八夫君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 1 号から認定第 12 号まで決算の調整を行いましたのでご説明をいたします。

認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 27 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書につきましては、別冊 10 となっております。

認定第 12 号、平成 27 年度阿蘇市水道事業会計決算書については、別冊 11 となっております。

ます。お手元に平成 27 年度歳入歳出決算書実質収支に関する調書より抜粋といたしました A 4 サイズの横書きの資料を 1 枚お配りいたしておりますので、この表でご説明をさせていただきます。

まず、認定第 1 号、阿蘇市一般会計です。単位は、千円にいたしております。歳入総額 202 億 65 万円、歳出総額 193 億 6,872 万 3,000 円、歳入歳出差し引き額 8 億 3,192 万 6,000 円、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額 9,375 万 7,000 円、事故繰越し繰越額 630 万 6,000 円、実質収支額 7 億 3,186 万 3,000 円となっております。

続きまして、認定第 2 号から認定第 11 号までの各特別会計につきましては、ご覧いただいております資料のとおりとなっております。

認定第 12 号、阿蘇市水道事業会計につきましては、円単位でご説明をいたします。収益的収支については、収益的収入 4 億 8,339 万 755 円、収益的支出 4 億 2,517 万 3,819 円、当年度純利益 5,821 万 6,936 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入 1 億 8,653 万 7,272 円、資本的支出 5 億 6,426 万 9,280 円、収入支出差し引き額マイナス 3 億 7,773 万 2,008 円となっております。

以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） ただ今の平成 27 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書を抜粋して説明されたところであります。

次に、病院事業会計の平成 27 年度決算について、阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

それでは、ただいま議題としていただきました認定第 13 号、平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定につきましてご報告させていただきます。

別冊 12 の決算書をご覧ください。

まず、収益的収支につきましては、決算書の 6 ページ、7 ページ、損益計算書でご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。数字の記載が 3 列ございますが、この真ん中の列の数字を言いますのでご覧ください。

平成 27 年度の病院事業収益につきましては、医業収益が 14 億 851 万 2,483 円と、3 医業外収益 6 億 2,151 万 575 円と、5 特別利益 19 万 7,705 円の合計額になります。合計額の表示がございませんので、申し訳ございませんが合計といたしまして病院事業収益といたしましては 20 億 322 万 763 円となっております。

次に、病院事業収益の費用のほうでございますが、これにつきましては 2 医業費用が 20 億 9,683 万 7,763 円と、4 医業外費用が 9,944 万 4,194 円と、6 特別損失の 2,076 万 7,110 円ですね、これの合計額となりまして、病院事業、こちら合算の表記がございませんが、病院事業費用の合計額といたしまして 22 億 1,704 万 9,067 円となっております。

年間の損益につきましては、一番右側の欄の下から 3 番目の数字になりますが、先ほど申し上げました収入から費用を差し引きました△1 億 8,682 万 8,304 円がマイナスですので、

当年度純損失となっております。これに前年度までの繰越欠損金 11 億 8,081 万 8,700 円を加えました 13 億 6,764 万 7,004 円が当年度未処理欠損金となっております。

続きまして、資本的収支につきましては、決算書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。それぞれの費用の一番上段にあります列の決算額の欄の数字になりますが、資本的収入につきましては 1,405 万 8,000 円、資本的支出につきましては 6,758 万 9,020 円となっております。差し引き額の処理につきましては支出の表の下に※印で記載しておりますが、収入が支出に対して不足する額 5,353 万 1,020 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

以上、簡単でございますが 27 年度の決算報告とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、平成 27 年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

佐伯和弘代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、早速決算報告を申し上げます。

さて、私たちは人生を生きる上で多くの節目を経験しなければなりません。誕生、入学式、卒業式、成人式、結婚式、還暦、米寿等々、その節目をクリアしながら成長していく過程は、誠に神秘と思うしかありません。阿蘇市も平成 17 年 2 月に誕生し、今年で 11 年目を迎えました。10 周年の節目は、昨年無事迎えることができました。従いまして、平成 27 年度決算は、単年度だけでなく、誕生から本日までの市政を通して財政状態がどのように記録され、私ども阿蘇市民にとってどのような関わりを持って実績が生かされてきたのかを比率等を通してしながら考えたい、お手元に配布しました資料を基にひも解いていきたいと思うところがあります。

冒頭に自治体の健全な財政運営の鉄則について述べました。1 ページでございます。この 4 つの項目で自治体の財政状況が把握されますが、主なものについて述べさせていただきます。

毎年監査報告で真っ先に出てきますのが①実質収支、これは決算収支のことですが、実質収支比率でおなじみの比率でもあります。予算は収支均衡が原則ですので、黒字でも赤字でも予算通りに執行されなかったこととなりますから、歳入イコール歳出イコール 0 の算出が基本であります。しかし、この方式は違和感があります。神業でもない限り 0 にしてしまふことは不可能です。幾らかの余剰金を持って次年度に繋ぐことが肝要であります。

その観点から、3%から 5%の比率が望ましいという概念が生じてくることであります。最も年々財政が厳しくなってきましたので、私は眠っている過年度未収金、いわゆる埋蔵金でありますけれども、これを努めて回収しなさいと担当の方には言っておりますけれども、これも見積り以上の税収が入ったことにより、過大な黒字が発生したということにもなりかねません。予算査定は、そういうことから冷静な判断が求められます。

さて、2 財政構造の弾力性について述べさせていただきます。経常一般財源を原資に、経

常的経費がどのような弾力性を持って、言い換えればどれほどの猶予の中で経費が算出されたのかということではありますが、阿蘇市は表でもわかりますように、2 ページになります、②財政構造の弾力性について述べさせていただきます。經常一般財源を原資に経常的経費がどのような弾力性を持って、言い換えればどれほどの猶予の中で経費が算出されたのかということではありますが、阿蘇市は表でもわかりますように、オール 86%以上の、つまり財政力の弾力性が全くないと言わざるを得ません。厳しい数値ではありますが、この減少は阿蘇市に限ったことではありません。全国規模でこの数値は一段と進んでおります。この件につきましては、④自主性の確保で改めて述べさせていただきます。③持続性の確保です。公債費負担比率は 15%で警戒ライン、20%以上で危険ラインとされてきましたが、下段にあります実質公債費率は經常、一般財源に公債費や準公債費、これは公営企業債の繰出金のことでありますけれども、どの程度充当されたのかを、過去 3 年間の数値の平均値を通して示したもので、18%以上の自治体は地方債の発行に許可が必要となり、25%では財政健全化法でイエローカード、35%以上でレッドカードが出されますので、いかにこの数値が記載総額と連動しているかわかりますし、箱物行政に伴う起債への抑制力ともなります。3 ページの下段のほうに書いてあります。幸いに阿蘇市は借入金の合計が平成 27 年度 236 億 7,993 万 6,000 円にも上りましたが、經常一般財源から出された数値は、この 11 年間にわたって危険ラインに達しておりませんので、この点があります。

④の自主性の確保に移ります。4 ページでございます。ここは、自主財源、人が拘束されず自由に使える財源のことですけれども、つまり一般会計の中で依存財源とされています地方譲与税、地方交付税等と使途が決められています特定財源であります。国・県の支出金、地方債等全国的に地方税収の伸びの比率とは裏腹に地方交付税の歳入の減少でありますので、財政力の弱い自治体ほど厳しいものになります。中でも性質別歳出経費のうち扶助費の増加は、今後ますます加速化され、自治体財政の硬直化が進むこととなります。しかし、日本国憲法第 25 条生存権にうたわれておりますように、健康で文化的な最低限の生活を送る権利が確固たる法律として示されておりますので、各自治体の創意工夫の検証も必要になってくると思慮するところであります。財政が厳しくなると、歳入欠陥、市政運営に問題が生じてきます。借入金は今ほど申しましたように、平成 27 年度決算で 236 億 7,993 万 6,000 円になりましたが、この件につきまして先ほど③で述べましたので割愛させていただきます。

ところで、一躍全国の自治体に衝撃を与えました夕張市の破綻事件では、後日全国の監査委員がある意味無能とも言う烙印を押され、責任さえも問われました。無常観漂う無形の圧力でありましたけれども、あえて申し上げますと、監査機能及び権限はまだまだ不十分であるということです。一例を挙げますと、預けの問題であります。預け先、つまり調査への監査権限は全くありません。仮に税務当局と同じように調査権限が及びますならば、そのような失態は起こり得ないことであります。結果として、夕張市の破綻を通して財政健全化法が施行されたことではありますが、後手後手の国の対応には監査委員制度の確立がまだまだ不完全であると言わざるを得ないところであります。

つつい愚痴になりましたけれども、本題に戻ります。夕張市は、各種積立金の取り崩し

や財政調整基金の取り崩しを重ねた上で破綻しました。阿蘇市の財政調整基金は、表で見ますように 11 億円から 14 億円の基金は確保されております。

6 ページの上の方でございます。公債費比率等でも、今のところ危機的な数値は関知されておりません。阿蘇市の標準財政機能が 100 億円弱でございますので、財政調整基金は 1 割強で余裕があるということもできますけれども、油断すれば赤字になる可能性も全くないというわけでもありませんので、願わくば行政手腕の中、そのような負の発生が起り得ないように今後も冷静に行政執行されますことを願うところであります。

最後に、企業会計に移らせていただきます。款、項会計は現金主義で、単式簿記であるのに対し、企業会計は複式会計となっており、特に公営企業は法適用の独立採算が原則であります。一般企業と同様に企業努力の中で会社を運営していかなければなりません、しかし独立採算と言いつつも、反面、機能は公共性をも兼ねておりますので、一概に利益だけを追求するわけでもないのが実状であります。従いまして、一般会計から経費の補助を含めて繰出金が発生するわけでございますが、平成 27 年度決算は阿蘇医療センター会計で、今までにない明るい兆しが出てきたと思います。さっきは企業会計に即した税法上の取り扱いで多額の赤字が発生しましたが、私どもが一番期待しますのは、損益分岐点の中心をなす医業収益であります。幸いに昨年 4 億 6,000 万円の増収が確保されたことは、今後に弾みをつけるものであります。

7 ページになります。耐震装置を設置した中で、不幸にも大地震に遭遇した天災にも医療センターは機能を果たしました。年間 40 億円とも言われる市外への医療費の流出に歯止めがかかることを祈るばかりでありますけれども、それには優秀なスタッフの技術が必要であります。一刻も早い組織の整備がなされることを心よりご祈念申し上げまして監査報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 代表監査委員におかれましては、大変お疲れでございました。

これより、平成 27 年度阿蘇市一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに審査意見について質疑を行います。この議題の質疑については一般会計の質疑、特別会計の質疑、企業会計の質疑に分けて行うことにいたします。

なお、本件はご承知のように会期中の日程に従いまして各常任委員会に付託をされます。従いまして、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

それでは、最初に認定第 1 号、平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

27 年度主要な施策の成果から質問いたします。

まず 8 ページ、地域公共交通対策事業ですが、平成 26 年度、25 年度と遡ってみましたけれども、今年は少し表現が変わっているみたいですね。質問いたします。これの中の、もうちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。例えば、路線の数が何本ぐらいなのか。ある

いは、多い路線、例えばバスの利用者が4万5,600人になっているのが4万7,519人と実績は上がっておりますが、この数の中で割っていくと1便10人、20人乗っているような計算になるかなと思うんですが、いつも見ていると結構乗ってないバスのほうが多いので、この数字がどこから来ているのかがちょっと疑問になります。それで多い路線の人数、少ない路線の人数とか、1人当たりの料金は幾らなのか。とにかく、もうちょっとこの部分について詳しい説明をお願いします。

2つ目の質問は、101ページの防災拠点施設整備事業ですが、これは一般財源から大体1,000万円近く出ておりますが、ほとんどが委託料金になっております。これは委託料はいろんなところで委託料というのが出ていますが、委託先はどこか、事業はどういったことをやったのか。また、更にはほかのページでも委託料と書いてありますけれども、委託料が書いてあるところはもう質問せんでいいように委託先とかそういったのもう最初から書いておけないか。そういったのを質問いたします。

116ページ、各種文化活動補助金事業について質問いたします。これは、恐らく私が坊中で地蔵まつりというのをやっています、坂梨小学校の虎舞がいいなということでお願いしたところ、小学校が統合してなくなりましたという話を聞きました。そういった中で、こういった統合による伝統文化の継承はどうなっているか、それについてお尋ねします。

まず、この説明をお願いします。

以上、3問お願いします。

○議長（藏原博敏君）財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 1点目についてお答えいたします。

ちょっと1人当たりの料金というのは把握しておりませんので後で調べてまいりたいと思いますが、まず主要な施策の成果の8ページのこの目標と実績、先ほど議員が言われた4万5,600とか4万7,519というのがありますけれども、これはすべての路線の目標値ではございません。あくまでも環状線ですので、阿蘇駅、宮地駅、内牧を経由するバスですね、山田経由も一緒ですけど。その分の目標値でございます。あとは、産山に行っているバスとか、杖立方面に向かうバスとかありますので、そういうものを含めると約8万人ぐらいの利用客になります。議員がおっしゃったとおりですね、平成27年度から比べると8,000人ほど減っております。大きな原因というのは、今のところなかなか把握はできておりませんが、1つのバスに10人、20人乗っているというような状況はございません。ただ、環状線の高校生が利用する時間帯のバスについて、それなりの人数は乗っております。

それと、多い路線ですね、多い路線につきましては、環状線ではありませんが阿蘇駅から小国に行くバスですね、杖立まで。この分と、阿蘇駅から道尻を通って宮地駅、これはやはり高校生が使っているんだろうと思います。こういう部分が非常に多いです。

それと、先ほど言いました8万人の中には入っておりませんが、一番多いのは山上路線です。ただし、これも昨年の9月から規制がっておりますので、その分も大幅に落ち込んでおります。産交の決算が9月、10月の決算ですのでまだ正式な数字は出ておりませんが、今までの人数から比べると大幅に減っているという状況でございます。

あとは、路線数は、これはちょっと非常に複雑でありますけれど、路線的には 10 路線なんですけど、14 系統 10 路線というような形で、一応、これは路線と言っていいのかちょっとわかりませんが 14 系統という形でご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ご質問にお答えします。

主要な施策の成果の 101 ページをご覧くださいと思います。防災拠点施設整備事業ということで、平成 27 年度におきまして委託料 3 件執行させていただきました。まずこれにつきましては、平成 24 年の九州北部豪雨災害、その際に的跡ヶ瀬地区については、ご存知のとおり後ろは山、前は阿蘇黒川が迫っていて氾濫したときどうしようもない、そういったことで防災拠点となる施設が必要じゃないかということで計上させていただいております。基本的には、やっぱり危ない時間帯が来る前に避難していただくようにしておりますけれども、どうしてもやっぱり避難が遅れてしまう方がおられる。そういった関係で予定をしております。

まず 1 点目の防災拠点施設用地地質調査業務委託 282 万 5,000 円、これにつきましては委託先といたしましてサンヨーコンサルタント株式会社のほうに委託を行っております。

2 点目の防災拠点施設用地測量設計業務委託、これにつきましては阿蘇測量のほうにお願いをいたしております。

3 点目の防災拠点施設設計委託につきましては、山部建築設計事務所のほうに委託を行っております。総額で 979 万 5,000 円になってきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 116 ページの郷土芸能保存活動事業の 110 万 3,000 円の件についてご説明申し上げます。

社会教育のほうで文化振興ということで 10 団体補助を出しております。中江岩戸神楽、神楽関係が横堀と 2 団体、それから太鼓関係が大阿蘇御神火、それから大阿蘇干嵐太鼓、2 団体、それから宮地小学校の牛舞クラブ、坂梨小学校の虎舞クラブ、波野小学校の神楽、山田小学校の山田、尾ヶ石、波野中と、それぞれ伝統文化を取り組むクラブに出しているところでございますが、先ほどご質問ありましたとおり、学校統合に応じて学校の中でのクラブとして継続していけるかどうかということで、昨年まではそれぞれのクラブでやっておりましたけれども、本年度から学校でのクラブができない場合は地域の公民館活動等で地域の保存会と一緒に継続をしていくという形で取り組むことにしております。保存会がなくなったということではございませんので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 2 回目ですけれども、8 ページのバスのことについては、今、学生の通学のことでちょっと JR が震災によって崩壊してしまいましたので、大津行きのこともちょうと取り組んでいますのでその関連もあります、8 ページの一番下の行に書いてあり

ます新たな地域交通網の再構築を取り組みという一文が書いてありますが、これはどういうことなのか、もうちょっと掘り下げて回答をお願いします。

それと、あと 101 ページの件につきましては、どこに委託したかはわかりましたが、これは、主要な施策の成果というのは財政課のほうでつくるんですかね。委託先とか、そういった細かいことまでもうちょっと書けないかということをお聞きします。

116 ページについては、とにかく今まで小学校でやっていた伝統文化に対する活動は継続されて、何らかの形でやっているということですよ。その活動の前提となるのは地域のお祭りだと思んですが、お祭りが伝統としてあって、各小学校でそれを維持するためにクラブとかの活動があったと思います。そのお祭りの参加が今までは坂梨小学校とか、何とか小学校とか、単体であったときは、お祭りのときは公欠扱いで出られたという話を聞きます。それが統合するとできなくなった、何とかしてほしいということを各地域、いろんな地域から聞くんですけども、それについて公欠扱いはできないのか、してきたのかについてお尋ねいたします。

以上、3 点です。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず、主要な施策の成果の委託先とか、そういうものの明記ができないかというご質問でございますが、今、たまたま総務課の分は 3 件だったんですけども、これは建設課とか農政課とかになりますと膨大な数になりますので、委託料という形で何億円という形で明記させていただいておりますので、業者名をここに載せるというのはちょっと差し控えさせていただきたいかなと思っております。

それと、8 ページの、新たな地域公共交通網の再構築ですが、これは基本的に国の補助事業がいろいろメニューが出ておりますので活用できないかという形で、今、公共交通では路線バスと乗り合いタクシーがございますけれども、乗り合いタクシーで補助を使っているのは赤水から内牧にかける路線だけなんです。いわゆるバスも福祉と介護と、そういうものをすべて含んだ形の運行ができないかというのを庁内に今グループを立ち上げまして、保険課、福祉課、総務課、財政課、教育課、そういうところで今検討しているところです。その中で、効率的な部分のメニューを出して、国の補助が乗る分を探しているという状況ですので、新たな交通政策の体制づくりというのを今検討している段階でございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 先ほどの祭りの公欠扱いの件ですけれども、なかなか統合して学校の中で公休ということではなくて、総合学習とかですね、授業の中で総合学習等の時間の割り振りができて、それで参加する時間に総合学習等で早めに行くとかいう形は取りますけれども、祭りに併せて小学生、中学生がメインになる部分がありますが、すべて 1 日公休という形はなかなか非常に難しい部分があります。できるだけ祭りと調整をしながら小中学生が参加できる体制づくりを学校と地域と祭りの方々と話し合い取り組んでいるところがありますので、その点については、その都度、また協議をしながら参加しやすい体制に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 3回目になります。

公共交通機関につきましては、先ほど言いましたように地震の影響もございまして、中学生の進路の問題もあります。4月からどう通えばいいんだろうという問題もありまして、進路先をどう選択していいかわからない生徒、保護者もおります。そういった中で、新しい形を、今に合った新しい形をぜひ12月ぐらいまでにある程度参考になるようなものをつくっていただきたいと思うんですが、またこれは詳しくは一般質問でもやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

116ページにつきましては、部活でも試合があるときには公休というものがありますので、その時間帯、半日でもいいですので、地域等の交流も重要ですので、そういったところを検討していただきたいと思います。課長は考慮していると言われましたけれども、地域の方々からは考慮してないという意見が結構出てきておりますので、そこらあたりの調整がうまくいってないのではないかと思います。特に公休の問題もですけど、お稚児さんに対しても、行列にお子さんが並ぶ、あれも学校でというわけじゃないんですけれども、協力してくれるところは集まるけれども、協力してくれないところは集まらないとかいう意見も出ていますので、それをどう取り組むかもちょっと検討の課題の中に入れていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 非常に難しいところがあるんですけども、公休といいますのは、例えば部活動につきましては小学校、中学校の代表として出る場合は授業という形の中で、授業の一環と。ですから、先ほど言いましたとおり祭りについてもですね、総合学習とか授業の一環で行ける場合はその授業の一環ということで行けるんですけども、丸々一日という形は、総合学習を一日に集めるということができませんので、その辺の調整が非常に難しいところがあります。また、参加する校区にも限定がありますので、一クラスの中で40人全員が総合学習に行けるかどうか、一部しか行けないという場合にどうするかとか、いろんな課題が出ていますので、その辺はもうちょっと参加しやすい体制ができるように、また学校との調整をしていきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 24ページの老人保護措置事業をお尋ねしますけれども、それを尋ねる前に平成27年度の施策の成果については、今までと違ったやり方がしてあるようでございます。その中で、事業の成果と効果について、今年からは非常に効果があったとか、効果がなかったとは書いてありませんけれども、どなたがそういう効果の評価されたのかをまずはお尋ねいたします。

それと、老人福祉費ですけども、1億990万円ほど使われておりますが、この前広域圏でもありましたけれども、湯の里荘に何名いて、金が幾ら要っているのか、小国の悠和の里に何名お世話になって、幾ら金が要っているのかをまずお聞きいたします。

そういう中ですけれども、この前広域圏で聞いたところによると、3カ町村、今日の新聞にも載っておりますけれども、3カ町村で3億どしこが更に必要なわけですね。それがどうして必要なのかを、まずお尋ねをいたします。わかりますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 主要な施策の成果の様式を若干変更したのは、以前から総合計画には目標数値が書いてあることについてどんな状況なのかというご質問も議会の中から受けておりました。そういう形で、これは後期の基本計画の目標数値になると思いますが、その総合計画の中に入っている目標をここに出しております。それに伴います実績という形になります。今までのやり方では、現段階ではこの評価というのは所管課です。外部での評価というわけではございません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。

2点目のご質問です。主要な施策の成果の24ページについてお答えをいたします。

ご質問にありましたのは阿蘇圏域の中の南阿蘇村にあります湯の里荘、小国町にあります悠和の里の年間に支払った額と人数ということでございますが、湯の里荘につきましては、28年3月時点で措置数が10名です。27年度に支払いました保護措置費は2,115万1,884円、小国町の悠和の里につきましては28年3月時点の措置者数が7名、27年度の支払った措置費につきましては1,712万1,733円です。

3点目の湯の里荘の3町村の3億円ほどの負担という話でございますけれども、正確なその内容については私のほうではよくわかりません。ただ、施設長に以前お伺いしたときには、市町村から養護老人ホームにつきましてはその措置費ということで運営が成り立っているんですけれども、広域で運営している中でどうしてもその運営費に不足が生じると。その不足の補填として3町村が負担しているという話を聞いたことがございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 27年度の施策ではどうかと思いますけれども、今日の新聞で関連があるのでお尋ねしますけれども、6月議会で乙姫にできるのは4月になると聞いておりましたけれども、今日の新聞見たら6月と明記してあるですね。あれは本当ですか。関連でお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますが、6月議会にて建物がその地震の影響でグラウンドの西側から東側のほうに計画をスライドさせたということはお答えしたかと思っております。その6月末にこの事業を行っていただきます社会福祉法人福智会のほうで、その県内の10社ほどの建築業者を指名されて入札を行ったようでございますけれども、いかんせんこのような事情でございまして、不落という結果との報告を受けております。その後、その不落になったために金額の調整でございますとか、そういうものを含め設計の見直しを

行いましたので、ただ今構造計算ということをやっている最中のごさいます、設計の見直しをしております。ですので、法人からの報告では、2回目の入札を10月にやりたいた。恐らくそれでいけば3月までには終わらないという報告を聞きました。どのくらいまで考えていらっしゃるかとこのことをこちらからお伺いしましたら、5月までには何とか工事を間に合わせたいということをお聞きしましたので、6月以降になるのではないかとこのことであるような記事になったと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

2点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、主な施策の中の47ページですね、合併処理浄化槽設置の整備状況なんですけれども、これで実績が非常に上がっていますけれども、現在公共下水道も計画はどんどん縮小されている中で、この合併処理場の負担というんですかね、割合が増えてくると思うんです。そういう中で、一般財源、また補助金ですね、これを増やす必要があると思うんですけど、その辺をちょっとお聞きしたいと。

それと、次が74ページの商店街の活性化事業補助金、この事業の成果の意味がちょっと私理解できんのですが、目標が110件で、実績が190件、その辺がちょっと、その数字の意味をちょっとお願いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 合併浄化槽の補助についてのお尋ねということで、主要な施策の47ページをお願いします。下水道の全体計画の範囲が縮小されるということで、合併浄化槽処理の整備の需要が高まるのではないかとこのことでご意見がございましたけど、現状としましては例年合併浄化槽の補助に対しては110件程度交付をしております。昨年までは一応要望者数に対しての補助を出しているところでございます。ただ、現状としましては一応国・県・市ということで3分の1ずつの補助を出しているんですが、そのうちの新規の部分、それと合併浄化槽から合併浄化槽へのやり換えの分については、県のほうの補助が段々縮小されるということで、昨年までは要望に対しての件数はその補助の範ちゅうで行っておりましたけれども、今後がその新規の分の補助が縮小される傾向にありますので、その辺が若干懸念されるかなと思いますけど、今年と昨年につきましては、全部で70数件ということで、今年についてはまだかなり地震等の影響もありまして今後申請等があるかと思いますが、今現状としては予算の範ちゅうで対応しているというところなんです。ただ先ほど言いました新規についてが縮小ということで、なかなか要望にお応えできないような状況になっております。補助の枠全体としては、基準内での要望に対する、申請に対する補助は満足しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 2つ目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

主要な施策の成果の74ページでございますけれども、⑤事業の成果でございます、空き店舗数ということで目標110店舗、実績190という数字の部分でございますけれども、目標数値につきましては、後期基本計画の中で目標値ということで掲載させていただいた数値でございます。実績の190店舗でございますけれども、27年度末の空き店舗数ということで、こちらのほうを190店舗ということで掲載をさせていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 合併処理槽については、大体の平均の工事額をちょっとお聞きしたいんですけれども、それと同時に震災での処理槽ですね、その破損というのは報告はされていませんか。そして、74ページのまちづくり課の空き店舗の件数なんですけれど、これ評価として非常に効果があった。空き店舗が増えているんですね。それが何で効果があったんでしょうか。お聞きします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 合併浄化槽の建設費用ということでご質問ですけれども、5人槽、7人槽と大きさが違うんですけれども、それと見積りされる業者さんで、それと現状というか、例えば宅地がコンクリートで張ってあるところと泥の場合とかいうのでかなり施工費が変わるんですけれども、平均しますと100万円強ぐらいが1件当たりの工事費用ではないかなと、その浄化槽に関する部分についてはですね、ということの状況でございます。

それと、昨年と今年、状況でございますけれども、今年に対しては地震での影響ということで地震に対する災害関連の分で、これは県のほうから別枠で補助ができるということで、今現在、8月現在ですけれども、3件申請があっております。それと、これはちょっと関連するんですけれども、昨年議会等でもお話ししたかとは思いますが、24年の北部豪雨災害に伴う浸水区域の嵩上げ事業に伴う補助ということで、これも別枠で昨年からさせていただいております。昨年の実績としましては、7件嵩上げ事業で行っております。嵩上げ事業は3年ぐらい続くということで、通常事業と別枠でされるかと思えます。それと、地震に対する分については、今のところ状況でどうなるかわかりませんが、今年については地震災害での対応は可能ということで進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。空き店舗対策の空き店舗率が増えているというご質問でございます。先ほど申しましたとおり、事業の成果の指標につきましては後期基本計画の指標に基づいて、基本計画の中での現状ということで220店舗、それから先ほど申しました目標数値ということで110店舗という部分でございます。議員おっしゃるとおり増えているという状況ということでのご質問でございますけれども、現在平成27年度末の数字といたしまして、営業店舗数、それから空き店舗数を足しました数字でございますけれども、約1,040店舗でございます。このうち190店舗が空き店舗という部分で捉えさせていただいておりますけれども、平成22年度後期基本計画時の空き店舗率といたしましてが約21.1%でございます、27年度末といたしましてが18.2%に向上をしているということで

ざいまして、議員おっしゃるように空き店舗が増えているという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

110ページの中学校区統合小学校建設事業ということで、相当効果があったという評価がされております。そして、課題と今後の取り組みについては、学校規模適正化に記載された旧阿蘇北中学校区の統合小学校の建設も進めていく必要があるということです。詳しい内容をお聞きしたいと思います。

それから119ページ、図書館運営事業です。これも相当効果があったと。どういう効果があったのか、その効果の見方についてお尋ねしたいと思います。

それと、これも今後の課題で、社会情勢の即した図書の購入や市民が興味を引くような催しを行う必要があると、どういう催しを計画されておりますか、その1点。

それから、もう一つは120ページの世界文化遺産、文化的景観保護推進事業は、この金の使われ方ですね、どういう金の使われ方をしておるのか。

その3点をお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まず、110ページの一の宮中学校区統合小学校建設事業ということで、2カ年継続で一の宮中学校の統合小学校の建設をすることができまして、7月1日から開校したばかりですが、電子黒板の整備を含めて、学校の施設環境は整い、スクールバス送迎も順調にスタートしたところですが、ただ今年は熊本地震の関係で開校して1週間後には地震が来て、現在被災をしておりますので、またその復旧に向かって工事を進めなくちゃいけないということでございます。学校の効果につきましては、これから具体的には進んでいくものと考えております。

それから、学校規模適正化計画に記載されました旧阿蘇北中学校の統合小学校の建設につきましても、今年度一の宮中学校の区の統合小学校をつくった段階で教育施設整備基金につきましても一応基金が0ということになりましたので、再度基金がある程度貯まった段階で、また今後進めていく必要があると考えております。時期については、まだ未定でございます。

それから、119ページの図書館の空調設備、昨年入れ替えております。これは、一の宮図書館につきまして空調機器の半分ぐらいがもう老朽化のためエアコンが故障しておりました。非常に利用者の方々に暑い思いをさせたんじゃないかということで、今回、空調機器を新設したことによりまして非常に環境のよい冷暖房が完成しております。今年の夏も非常に利用者が増えて、特に高校生あたりは図書館に来る方々がまた増えましたので、机、イス等もまた増やしながらですね、多くの方々が利用できるように現在取り組んでいるところであります。

それから、毎年図書館まつりということで、阿蘇図書館、一の宮図書館、交互に農村環境改善センターで祭りをしたり、あるいは今年は一の宮体育館のほうで図書館まつりをする予

定にしておりますけれども、読書推進を呼び掛けながら、祭りの中で子どもたちが読書に親しめるように毎年そういう読書活動のきっかけになるようなイベントをやっております関係上、交互に図書館、一の宮、阿蘇、また啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。

それから、世界文化遺産ですが、120 ページです。文化的景観保護推進事業につきましては、中心的には委託料でそれぞれ文化的景観の保護に対して大学の先生方、それからいろんな関係者の方々に文化的景観に関するいろんな執筆作業をお願いしております。こういった点に注意課題を進めなくちゃいけないかということで、そういった文化的景観の保護関係につきまして、その執筆作業も含めた委託に取り組んでいるところであります。中心的には、そういった製本作業のほうにお金を掛けているところでございます。

以上、簡単ですが報告いたします。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 最初から順番にいきますと、統合小学校の今後の課題ということで、いつも基金がなくなったからしばらくはできないということを言われますが、それならそのところでもすね、ちょっとこれに記載しとったほうがいいんじゃないかなという想いがあります。

それから、図書館まつりはわかりましたが、新刊書が随時出ておりますが、その新刊書を選ぶ人たちはどういう人たちで選んでおるのでしょうか。

それから、文化遺産のことも、その大学の先生の執筆したもの、それを一般の人たちにはどういう形で見せていくのか。そこら辺をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 毎年、新刊につきましては図書館の司書、正規職員と臨時職員がおりますけれども、司書のほうで新刊の選定を進めております。この中では、利用者の方々のご意見、それから学校からのご意見も踏まえて、アンケートを採りながら、そういうことも参考にしながら新刊を購入しております。阿蘇・一の宮図書館、それぞれそういった工夫をしながら購入をし、入口のところに新刊コーナーを設けたり、あるいは広報等でも新刊の紹介をして取り組んでいるところでございます。

それから、世界文化遺産の文化的景観関係につきましては、この保護推進関係、それから保存活用計画等につきましては、最終的には印刷の製本化をします。その製本ができましたら各7市町村のほうにそれぞれ製本したものを配布する予定でございますので、各町村のほうから阿蘇市のほうは阿蘇市のほうでまた報告をさせていただきたいと思えます。できあがり次第、また報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

ほかに質疑があるようではありますが、ここでお諮りをいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入ります前に、住環境課長より竹原祐一君に対する答弁の中で一部訂正があるそう
ですので、これを許します。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 先ほど合併処理浄化槽の補助についてのお尋ねがございまして、
県の新設の補助に対しましては削減されますとお答えを申し上げましたけれども、本年
まで年々削減されておまして、来年からは廃止ということで、正式な文書はまだ来ており
ませんけれども、新規の補助に対しては廃止ということで伺っているところです。

それと、本年の新規の補助の予算については、もう既に使い切っておりますので、現段階
では新規の分の対応ができないというような状況でございますので、補足訂正させていただ
きたいと思います。どうもすみません。

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑はありませんか。

古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 古澤です。

63 ページの耕作放棄地解消緊急対策事業ということで、これは関連になると思いますけれ
ども、28 年度は事業計画が補助金の都合上ないと聞きましたけれども、28 年度はどうなるで
しょうか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） 農業委員会です。

ただ今の質問ですけれども、28 年度は現在のところは耕作放棄地の計画はしておりませ
んが、必要な方がいらっしゃれば申し入れをしていただいて、県のほうともまた調整したい
と思っております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） このことについては、私個人ですけれども、耕作放棄地を活用し
ようということで申し込みしたんですけれども、県の補助金がないということで、申し込みは
しました。その後、まだ何の音沙汰もありませんから、申し込みはしてありますから多分
できるとは思いますけれども、できんならしょうがないけれども、そういうふうにかして
いただきたいなと思っているところです。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口 求君） 委員会のほうに帰りまして、そこら辺の詳細をちよ
っと調べたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

11 番、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 1 点だけお伺いします。

95 ページですね、公営住宅管理事業、これが徴収率 85.77 で効果があったとありますが、

大体 95 か 6 で効果があったとせなんとじゃないかと思えますし、ペット飼育とかあります。それと、待機者数の減少を図るとありますが、待機者数がどれぐらい、いろいろ申し込みして、どのぐらいまだあるのか。それと、その下の今回 3 件の法的措置を行ったとあります。その内容をお願いしたいと思いますし、ペットといいますと犬だけでなく猫とかもおりますけど、これは犬だけですかね。猫が好きで、この住宅でいろいろ飼っている人もいるんじゃないかと思えますけど、その辺のご説明をよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問でございますけど、95 ページのほうをお願いしたいと思います。一応効果があったかどうかということで、85%ということでございますけれども、滞納者につきましては、かなり件数があるのはあるんですけども、一応最初のほうでは電話等で一応対応させていただいて、その次に保証人さんに協力をお願いしまして、それでもどうしてもということであれば、裁判所のほうに調整をお願いするというような形を取っております。昨年につきましては、その裁判所等に対応いただくような件数が 3 件あったということで、3 件につきましてはお一方は完納していただきました。もう一方は即決和解ということで、一応分割払いでのお願いをして、状況を見ているところでございます。それともう一方については、財産等がないということで、その後、ちょっと調整をして詳細な差し押さえ等ができるかどうかあたりの調査をやっているというところでございます。それと、住宅の待機者につきましては、ちょっとここでは正式な活動を把握しておりませんので、また調査して後日報告したいと思いますけれども、年度を通しまして申請されて、住宅が空いたところで抽選をやるという形を取っております、ずっと年度前から待っていらっしゃって、長い方は 2 回ほど抽選に当たらなかったという方もいらっしゃいますけれども、大体空いているところもあるんですけども、自分の希望する団地に入れなくて待機状態になっている方もいらっしゃいますので、トータル的には空いているところに入っただければですね、充足するのではなからうかという状況が続いている状況でございます。

それと、ペットにつきましては、当然公営住宅はペット禁止でお願いをしておりますし、もしそういう方がいらっしゃったら、注意を促すようなことでやっておりますけれども、その方たちの中にも犬、猫、特に猫あたりも近所の方たちからの通報あたりで指導を行ってまいりますけれども、一時預かっているとかいうことでされますけれども、その都度指導といえますか、注意に伺っているのが実態でございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） じゃ、この 85.7 ですね、この残りの金額は幾らぐらいなんですか、残りの未使用は。それと、最高で幾らですか、一番高い人で、未納というか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 滞納ですけれども、1 件、1 件の最高額ということではございませんで、27 年度の 12 月現在でトータルでは 760 万円ほど滞納がございます。団地が 31 団地ございますので、対象者が 750 名ほどいらっしゃいますので、昨年につきましては一応収納率的なものは 97%ということで、トータル的にはそうなっている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 11 番、今の答弁でよろしいですか。

湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 今回の答弁はちょっと納得できませんけど、その前年度が 97%だったんですか。97%割って、今度 85%割って、効果があったということですかね。それと、個人で、先ほど言いましたように最高幾らなのか。残りの未収金が今の説明では 14%か、この残りで 760 万円ということですか。再度確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 失礼しました。現年度分と過年度分ということで、過年度は平成 17 年からずっと滞納が続いている状況も含めまして、トータルのということでございます。

それと、今個人の滞納額というのをちょっと把握しておりませんが、私の記憶では多い方は 50 万円、60 万円の方もいらっしゃいます。それと、少額の方は一桁の方もいらっしゃるという状況で、高額の方は長期から、ずっと前から滞納の状態が続いているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。よろしくお願いします。

59 ページの農道整備事業についてお尋ねをします。農道整備事業が、結局中止というところが出ておりますが、理由はわかっております。用地交渉の取得ができない、進捗状況の見通しが立たないというようなことでございますが、阿蘇市で 2 路線、870m と 1,150m、この場所についてお尋ねをいたします。

それから、91 ページと 92 ページ、これは市道の維持管理と市道新設改良事業についてでございますけれども、いろいろ専決処分等々で出てまいりますが、多くの道路で整備の経年劣化により更新の時期が過ぎている状況であり、事故等の発生により管理瑕疵を問われる状況であると。また、地域、区長さんから要望も多く上がっておるとようなことでございますけれども、効果についてはあったというようなことでございます。市の計画どおりであったかなと思っております。新設も同じでございますが、ぜひひとつ要望通りですね、道路の悪いところは積極的に市のほうも改修を行っていただきたい。また、新設改良道路においても、ぜひひとつ前向きに、計画が立っている以上はやっていただきたいと思っております。

この 2 点をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

今のご質問ですけれども、59 ページの項目とは別になります。新聞等に載った部分につきましては、中山間の地域整備事業という事業がございます。これはダム関連でですね、要はダム本体からパームポンドまでは国の事業で行います。それから先については、やはり農地までのパイプライン、あるいは農道、集落環境整備とか、そういった形をずっとやまなみ 2 期ということでこれまでずっと予算を掛けてしてきましたが、これにつきまして、この 2 路

線については地権者の方の同意が得られないと、計画をしたかったんですけど同意が得られないということで、本人からの申し出もありまして、その申し出によって地域の説明会をして、今後どうするかということでやりました結果、やはり全員の同意が得られないということで、地元から取り下げをいただきまして、そういった形で今回事業を見直してですね、この2路線はしないということでございます。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にありました 91 ページ、92 ページの市道維持管理事業及び市道新設改良事業についてのご質問でございます。決算額については、記載額のとおりでございます。ただ、議員が言われましたように、現在非常にインフラの老朽化ということで、事故等の発生が出ております。特に平成 27 年度におきましては、専決処分の報告も 4 回ほどさせていただきまして、非常にご迷惑をお掛けしているところでございます。ただ、予算執行につきましては 27 年度予定されておりました市道維持管理事業及び改良につきまして、ほとんど執行しているところです。ただ、議員が言われましたように、今後につきましては、今年度から維持管理のほうの予算と作業員のほうも増員いただきまして、それに徹底するというところでスタートしておりましたが、ご存知のように、地震によりまして、特に改良事業につきましては今年度、今回補正予算でも上げておりますが、若干の事業の見直しをさせていただいているところです。ただし、区長からの要望あたりも非常に多く上がっておりますので、今やれる人員の中 devenir べく優先順位を決めながら、今後また年度末に向けて執行させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 1 点目の質問でございますけれども、2 路線の場所をお尋ねしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） すみません、申し訳ありません。1 地区が赤仁田地区でございます。870m、これは折口農道でございますが、ここにつきましては 1 名の方がどうしても相続ができなくてどうしてもできないということでございます。

それから、もう 1 つが山崎地区ですね、山崎の農道でございます。ここにつきましては地権者の 1 名の方がどうしても事業上、賛成できないということで、関係者で集まっていたいただきましたが意見がまとまらず、一応取り下げということで正式に地域から上げていただきました。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 18 番、田中でございます。

2 点お伺いしたいと思います。

まず、2 ページの区長会につきましてですが、この区長会活動費ということではなくて、私、一回区の統合についてということで具申を申し上げておりましたけど、今たしか 117 行

政区あると思います。大小あると思いますが、この統合等について区長会でお話がなされているのか、その辺について一つお伺いしたいと。

もう一つ、73 ページ、まちづくり課の商店街景観整備事業補助金ということで 93 万 5,000 円上がっております。これは、予算が 93 万 5,000 円であって、1 団体が申し込んだから 1 団体に 93 万 5,000 円出されたのか。2 団体であるならば、それに応じて、総額がそうであるのか、団体数が 1 団体ということで実績がなっておりますので、2 団体申し込まれたらまた金額が変わってくるのか、その辺のところも含めて。

それと、非常に申請団体が減っているということでございますので、地域に対してこのような団体がございましたら、民活ということでお勧めをいただきたいと思いますが、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まず 1 点目のご質問になります。区の統合関係について。これにつきましては、以前総務常任委員会の中でもご意見をいただきましたし、一般質問の中でもご意見をいただきました。そのご意見を得て、区長会役員会において、たしか昨年 11 月にまず 1 回目、アンケートを採ろうと。実際、メリット、デメリット、どういった分が考えられるか、デメリットがあればその解決策を講じていくということでアンケートを作成しまして、11 月の役員会だったと思いますけれども、その中で出しました。併せて、一部修正事項とかを持ち帰りの部分もありましたので、年が明けての役員会の中で話を進めさせていただいておりました。言い訳になるかもしれませんが、さあこれから、あと二歩、三歩アンケートをとというような段階で今回こういった地震に遭いましたので、現在のところ区の統合については中段をさせていただいている、そういったところで誠に申し訳ありませんけれども回答とさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 2 点目のご質問でございます。73 ページの商店街景観整備事業補助金の件でございます。議員おっしゃるとおり、平成 27 年度の事業申請数といたしまして 1 団体ということでございまして、非常に⑥のほうで書いてございますとおり、以前に比べまして申請団体数が減ってきているということでございます。こちらのほうにつきましては、商工会等々の関係団体を通じまして商店街の交流人口、いわば商店街の散策できるような環境整備の創出という大きな目的がございますけれども、そういう部分で商工会、それから観光協会等々で事業創設から周知を行っておりますけれども、今一度、制度の一部改正を含めまして検討するとともに事業の周知を図っていきたいと思います。

今回の 1 団体につきましては、平成 26 年から継続 3 年間、27 年度で 2 カ年目になりますけれども、内牧の門前町通り振興組合さんのほうからいただいております内牧中央線の植栽事業でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮です。1 点お伺いいたしたいと思います。

108 ページ、教育課。ここで要・準要保護児童生徒就学援助という形で書いてありますが、実績では小学生が 126 名、中学生が 80 名と効果があったということでもあります。今後の取り組みの中でちょっと気になる部分がありますのでお伺いいたします。最近の社会状況、経済状況、離婚や離職等から見て、今後援助をしようとする世帯が増える可能性がある。就学援助そのものについては継続する必要があるが、予算も限られており、援助者の認定や援助費の内容については、今後慎重に検討する必要があるという文章が書いてあります。やはりこれ義務教育の中での就学援助ということでもあります。今回、やはり地震がありまして、経済状況も非常に落ち込んでいる中で、この今後慎重に検討する必要があるという内容、どう慎重に検討するのか。そして、予算も限られているということで、認定についても慎重に行うということだろうと思いますけれども、やはり今の経済状況、観光、農業、これだけ地震の被害が出ている中で、やはり所得は落ちていくと思います。そういう中でのこの施策でありますので、内容を細かにちょっと説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

108 ページの要・準要保護児童生徒就学援助につきましては、大体例年小学校が 120 名から 30 名、中学生が 80 名前後と生徒数はほとんど横ばい状態でございます。今後の課題と方策のところでも今後慎重にというお言葉を使っておりますけれども、国の支援といいますのが要保護のみになっておりますので、準要保護については全部市単独費でございます。それと、市単独費の中でも隣接の市町村、あるいは県内 14 市の支給の基準ですね、その辺りの整合性もやはり均衡をある程度保っていく必要があるということもあって、今後慎重に検討するというはその基準の見直し関係を検討したいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） やはり、これは義務教育でもあり、子どもたちには責任はありませんので、やはり親の所得制限とかあると思います。こういったものを厳格に見るということならばいいんですけれども、予算の範囲内で、もし経済状況が悪くて人間が増えたならば、当然援助額は減ってくるというようなことじゃちょっと困るわけです。ですから、やはり経済状況を見ながら予算枠を拡大するなりしながら、子どもたちにきちっとした教育が受けられる環境をつくっていくというのが教育委員会の義務だと思います。そういったところを加味した上で、やはり保護者に対してもいろんな指導もせにやいかんだろうし、きちっと所得向上を目指すような施策も、やはり福祉課のほうで展開はしていかにやいかんだろうし、そういった各課が協力しながらですね、やはり子どもは阿蘇市の財産ですから、教育の機会を奪われないような形で今後施策を進めていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。認定第 1 号の質疑は、これで終了いたします。

続きまして、認定第 2 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 11 号「平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの特別会計について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、認定第 2 号から認定第 11 号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第 12 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、及び認定第 13 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」の企業会計について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

医療センターの収支決算について質問いたします。

まずは、監査報告の財政状況の 6 ページに、企業会計の所見として不足する経費を収益として穴埋めする手法は、一般企業にはなじめないものですが、これも共益性を有しているという使命感からも理解しなければなりませんという一文があります。私もこの交付税措置としてある 2 億 1,000 万円ぐらいまでだったら、これは理解しなければならないというその文章、そのとおりだと思いますが、今回この決算を見ると 4 億 9,000 万円一般会計から繰り入れが入っております。そういう意味で、そのオーバーした分についてはこの病院事業会計の決算書の 9 ページの未処理欠損金 13 億 6,700 万円、これが根拠になっているというのが前回からの流れであります。まずこの数字の根拠となる、今はもう 27 年度の末ですので 13 億円になっていますが、もともと幾らだったのかというのをお聞きします。それで、全部適用になった年月日なのか、まずは全部適用になった年月日を教えていただきたいのと、未処理欠損の基準日、何日の未処理欠損の日にて、幾らの額を基準にして一般会計からの繰り入れの根拠の数字としているのか、それについてお尋ねいたします。

それともう一つは、この監査の報告の 7 ページの中段に一覧表として 26 年度の医療収益 9 億 4,000 万円、27 年度が 14 億円と 5 億円増えておりますが、その収支についてちょっと質問いたします。

まず、26 年度の収支が特別積立金、退職金の積立金があつて、一般会計からの繰入金、赤字 7 億円も入れて 12 億円のマイナスになっております。平成 27 年度は収入がこのように 5 億円増えておりますが、結果としてマイナスが 7 億円になっていますので 5 億円減っているようには見えませんが、退職給付引当金が 2 億 6,000 万円から 2 億 7,000 万円と 1,000 万円しか増えていけませんので、その影響を差し引くと 5 億円収益が上がっていても 2 億 5,000 万円しか最終的な収益は上がっておりません。そういう中で、先ほど言いました一般会計からの繰入金の 5 億円から交付税措置がある 2 億 1,000 万円を差し引いて 2 億 9,000 万円、約 3 億円なんですけれども、それを収益として上げようと思えば倍の 6 億円の売り上げ、医療収益を上げないといけないということになります。それに対してどういう収支計画を立て

ておられるか、その2点、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問ですが、監査委員様の報告の中のこともちょっとお触れになりましたけれども、私のほうから2点ともお答えをさせていただきたいと思います。

まず、地方公営企業の全部適用に移行したのは平成26年4月1日からでございます。その時点で25年度までの一部適用の時代に累積欠損金のトータルは5億6,370万6,000円でございます。繰入金につきましては、本年3月の議会の中で私なりに十分ご説明させていただいたところでございますが、おっしゃいましたように政策医療として本来開設者である市のほうに負担を負っていただくべきものということでその分が約2億1,000万円と。経営補填ということで2億9,900万円追加して27年度は繰り入れをいただいたところでございます。その結果が今年度の純損失が1億8,000万円であり、トータルの中央病院時代からの累積欠損金が13億6,700万円ということになったという経緯でございます。

経営補填の繰入金のことにつきましては、3月議会の中でもやりとりをさせていただいたことですが、市のほうと病院経営が2年目ということですが、実質的には1年目であったということで、努力もしておるところで、明るい兆しも見えたところであるが、まだまだ自力を持つには不十分なおところであったということで、25年度末の、先ほど申し上げました5億6,000万円の累積欠損ですね、それを全部適用になったからといって新しい事業管理者に責任を負わせるのはということで、市のほうも十分ご判断いただいた中で2カ年に分けて26年度が2億2,500万円、27年度が2億9,900万円ということで、3カ年に分けて経営補填の分をいただいたところでございます。

もう1点ですね、監査資料の中の7ページの監査委員様のほうからこういう資料の書き方をさせていただいたところなんです、これにつきましてはあくまでも医業収入ということで出されております。それぞれの年度で合併後、病院のほうで上げておりました以上収益が平成27年度11億7400万円であったと。それに比較すれば27年度は14億円であったので、プラス2億3,000万円、26年度は9億4,000万円であったのでプラス4億6,000万円というように医業収益が増えたというような表現の仕方をしていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 数字の羅列が出てきて、ぴんと来ないところもあるかと思いますが、要は平成26年度4月1日の未処理欠損金が5億6,000万円ありまして、それを26年度、27年度と一般会計からの繰り入れをして、もうあとはそれほどないということで認識してよろしいんですね。どうでしょうか。

それと、収益の件については、要はどれだけ収益を上げて、どれだけ費用を削って、どれだけ純利益を上げるかという問題ですので、これについては理解します。頑張ってくださいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 先ほど申しましたけれども、一応今まで5億6,000万円の話をするれば、残り約3,800万円ほどなんです、これもそのときがこの数字があったからもらって当然だとか、そういうことは毛頭考えておりません。27年度の決算報告は今回させていただきましたが、当然ですが継続して収益のアップと経費削減ということは重々取り組んでおりまして、先ほど言いました政策医療の分はですね、これももらって当然ということではないんですが、あくまでも救急医療とか、小児へき地医療とか、そういうことを取り組むことに対していただいているという認識でございますし、経営補填につきましてはあくまでも、これは監査資料の中にも書いてありますとおり、本来独立採算で病院として医業収益を上げていよいよ賄わなければならないという、そういう原則の中で経営をしていかななければならないということで、重々そこは思っております。明るい傾向としましては、患者様が増えることによって、月々の収益もどんどん右肩上がり上がっていると。経費もその代わり上がっている経緯もありますが、これについては、あらためて経営努力を今後とも続けていくということで思っていたければと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 未処理欠損金の見解については、私と違うところですけども新しい病院をつくるにあたって市から資本金も出ています。企業債に対しては、半分市からまた繰入金で出すようになります。そういった形で、かなりの金額を市から出してあります。そして、9ページの処理案を見ればわかるように、資本金としてもともと14億円もあります。資本剰余金も2億円あります。そういった中で5億円の損失だけ取り上げて一般会計から繰り入れていいものかというのは思っております、借り入れにするべきじゃないかと。そして、医療センターが軌道に乗ったならば市に返していただきたいというのが私の考えですが、この表の中の資本金ですね、これは簿価による資本金だと思いますが、大きなところの明細はわかりますでしょうか。この資本剰余金、これの2億円は何なのか。この二つについてお答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えします。

まず、11ページの自己資本につきましては、トータル額が書いてあると思いますが、例えば病院建設のときに改めて7億円市のほうからいただいたというの也被含まれておりますので、またそれ以上の明細は後日お示ししたいと思います。

剰余金の内訳につきましては12ページの記載のとおりでございます。

○議長（藏原博敏君） ちょっとお尋ねしますが、ほかに質問のある方、ちょっと手を挙げてみてください。まだ質問者があるようですので、お諮りいたします。午前中、あと5分ほどございますが、午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

先ほどまだ質問者が残っておりましたので、質問を受け付けます。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

病院の会計決算書についてですけれども、先ほどから谷崎議員あたりから繰出金という問題が出ておりますが、財政課長に伺いたいのですが、今の市の財政状況等から見て、病院への繰り出しという金額ですね、どの程度までならば許せるということを財政課として把握しておられるのか。その点をまず伺いたい。

それから、これ病院の事務局長のほうに伺いたいのですが、この平成 27 年度の決算書を見てですね、以前から私、病院の経営改革ということは言ってきておりますが、病院のほうとしてどういった経営改革を今後考える必要があるのか。そういった点について、どのようなことを案として持っておられるか。その点を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 今の質問ですが、やはりこういう災害が起きておりますので、まず一番に優先すべきものは災害復旧の費用です。今回の議会の中でまだ計上できてない分、今後増えるであろう災害ごみとか、そういう部分も今後出てきますので、そういう部分がまず第一優先です。

病院の分につきましては、まだ今年が 5 カ月しか経っておりません。聞くところによりますとある程度収支も上がっているという話も聞きますので、今後後期について十分期待をしたいと思っている次第でございます。現時点では、今申し上げられることはこういう状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

経営改革につきましては組んでおりますが、簡単に言えば収益を上げて費用は適正な費用対効果をもってして削減といいますか、維持するということですね。病院全体としましては、総務省の経営アドバイザーの指摘もありまして、単独の項目によって、それぞれの 28 年度の数値目標を掲げております。それと、各部署におきまして、それぞれ部署ごとに数値目標も設定して、要は病院全体で取り組むこと、それぞれの部署で取り組むことということで、職員それぞれ末端まで、経営改革まで念頭において現在取り組んでいるところでございます。具体的な数値目標は、また個別にお知らせしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7 番（市原 正君） 今、財政課長のほうから、まず災害復旧ということですが、やはり先ほどの谷崎議員の話にも出てきておりましたが、公立病院としての市の持ち出し、市から出す部分というのは当然あると思います。しかし、やはりそれ以外に一般会計からの

繰り出しが増えるということになれば、当然公立病院としての使命を持っている以上は仕方ないという部分もありながら、その部分でやはりどうしても一般会計に占める、そういった拠出金の額が増えてくるということで、一般会計の財源に対して非常に不安を持つ部分もあるのではないかと私は理解しております。そういう中で、先ほども話が出ておりましたが、拠出金ではなく貸出金という形で、そしてやがて病院が、予定では来年か再来年ごろには黒字になるかもしれませんが、そのときには少しずつでもいいから、やはり市に返していただくと、そういう方法を今後採っていくべきではないかと考えます。それが企業会計としての会計を取り入れた病院会計の一番基本ではないかと考えております。課長の答弁を求めたいと思います。

それから、事務局長のほうに、当然各部署でいろんなことをやっているということですが、とにかくそれが目に見えるような形を持ってこないと経営改革はできないと思っています。どんなにやってます、やってますといっても、結局収益がそこの中に出てこないことには、利益が出てこないことには、さっき話も出ていましたが、患者様は増えている、しかしそれだけの収益が増えているかということになると疑問がある。そういったことでは、やはり病院の改革というのはできないんじゃないかと思っています。その点について、細部にわたって職員間で本当にどういった改革をすべきなのかということの話し合いがなされているのか、その点について、再度伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

谷崎議員の中にもありましたけれども、5億6,000万円、全適の前までの分ですね、これのあと残りが3,800数十万円ございます。まずこれは一つの基準として繰り出すように考えております。そのほかにつきまして、それ以上の収支的な赤字が出た場合、これは累積欠損じゃなくて資金収支不足の分ですけれども、それが出た場合は、確かに議員が言われるように貸付金とかいう方法もありますし、それ以外の繰り出しというものも考えなければならぬかもしれませんが、今時点ではですね、やはり当初予算に匹敵する災害復旧費を組んでおりますので、財政調整基金が今あと5,000万円しかない状況ですので、今はっきり申し上げまして病院の繰り出しをどうするかということまでちょっと考えが回ってない状況です。これは、12月から来年開けますと特別交付税とか、国の補助金がどれぐらいつく、これは災害復旧に関してですね、こういうのが見えてきますので、そういう部分がある程度、私ども財政課が考えている歳入が確保できるのであれば、またそういうところで検討するという形になると思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

職員全体に関しましては、毎月1回運営協議会という会議を持っております。その中で、27年度決算はもちろんなんですが、月時の決算を報告しながら、運営協議会は幹部職員になります。病院の経営状況というのをそれぞれの職員もちゃんと認識していただくように、そういう会合の中で説明しております。

ちなみに、それがどういう形で表れるかということになりますと、その月ごとに稼働額とか、患者数とか、診療単価とか、病床稼働率とか、それぞれの項目を30項目ほど出しておりますが、それを月時でまとめて報告しております。

例えば28年度でいきますと稼働額そのものは単月で4月1億3,000万円、5月が1億3,800万円、6月はちょっと落ちまして1億2,300万円、7月は1億3,800万円ということで、先ほど議員からご指摘があったそれぞれの部署での努力の成果はあったということになりますと、そういった数字として表れているのではないかと考えています。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 十分に病院の改革というものは、先ほども話にあっておりましたが、つくったものだから、何とかそれがいい方向に動くようにということは我々がいつも考えなければならぬと思っています。

最後に、これはもう答弁は要りませんが、今、財政課長のほうで、果たして特別交付金、災害に関してのいろんな国からの支援がどれだけあるかわからないというような状況の中で、もしそれが、今一般会計の中から病院のほうに繰り出しができないような状況になるということはまずないかとは思いますが、そうなる可能性もあるということを病院の事務局長あたりはよく考えといてほしいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下礼治です。

この監査委員報告の中でも、優秀なスタッフの確保ができたときという一項目が入っています。私がお尋ねしたいのは、医師、今現在、私も循環器に通っていますが、循環器については非常にいい結果が出ているんじゃないかなと思っています。先生方も充実しておられます。話に聞くと麻酔医師もいないという話も聞きます。この決算報告の19ページの医師の数をみますと、本年度中に4名増えて12になったということであります。私は、以前一般質問の中でも15名でも足りないんじゃないだろうかという話をしたことがあると思いますが、この10名という人数というのは、これは常勤の医師なのか。定期的に来られる日も入っているのか。それと、将来計画15名という話を聞いたことがありますけれども、これに向かってどういう対策を採っておるのか。この医師の問題というのが私ども患者にとっては、いいお医者さんがおればそこに行きたいという望みもありますから、何としてもこの医師、優秀な人材を揃えることが第一前提ではなかろうかなと思っています。

その辺のところを、将来計画を交えて医療センターからお話いただければと思います。

それから、もう1点は、やっぱりこの場でいいかわかりませんが、入口の道路がまだブロック塀に張り付いたままということで繰り越しています。これが将来、どういう実態にあるのか。これは土木のほうだと思いますが、この状況がどうなっているのか。

この2点について伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

ドクターに関しては 10 名でございますが、新病院を建設するに当たりまして計画がございました。その中で、15 名ということで医師確保をしたいということで上がっております。あくまでも現在 15 名ですね、あと 5 名の医師確保と、特に整形外科の常勤の先生と、お話にありました麻酔科も非常勤の先生でございますので、何とか早く早期に常勤の先生の確保ができないかと思っております。10 名は、常勤の先生の数でございます。

ただ医師確保につきましては、これはあくまでも病院だけの問題ではございませんので、佐藤市長も折りのあるごとに医師確保につきましてはご努力をいただいておりますし、できれば市議会の皆様方も医師確保についても一緒に取り組んでいただければと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 中央病院の進入道路の件でございますが、現在あと 1 箇所工事が残っております。補償物件が 1 件まだ片付いてないためでございますが、現在、代替地の取得に向けて企業のほうで交渉を進められると聞いておりますが、若干地震の影響がありまして、その交渉が止まったということで予定よりちょっと遅れ気味になっておりますが、現在交渉中ということでございますので、それが完了次第、工事に着手するように予算も繰り越して確保いたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） その道路については、あの部分だけ補償金は出しているのかどうか。工事については、当然支払未済で繰り越しておると思えますけれども、補償金についても繰り越しになっているのかどうか、伺います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 道路の工事につきましては、工事の予算も繰り越しております。用地の取得につきましても、用地は取得しておりますが、上物は違う方がお持ちでございますので、その補償計画についても完了いたしているところです。まだ実際の手続きは進んでおりませんので、補償金の支払いも行っておりませんし、全額 28 年度のほうに事故繰越ということで繰り越しをさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 最後に、その事故繰越というのは、また更にもできるんですか。もしやの場合ですよ。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） あくまでも不慮の場合ということで事故でございますので、再度の繰り越しはございません。その場合については、不測の事態が生じて、もし執行できない場合については、新たに契約のやり直しとか、別の方法で考えるべき部分だと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、認定第 12 号及び認定第 13 号の質疑を終了します。

日程第 14 報告第 11 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 14、報告第 11 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

最初に、財政課長より説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました議案集の 20 ページになります。報告第 11 号になります。定例会の議案集の 20 ページでございます。よろしいでしょうか。報告第 1 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定によりまして、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

20 ページの 1 番になります。健全化判断比率の表をご覧いただきたいと思います。実質赤字比率と連結赤字比率につきましては、阿蘇市は該当いたしませんので、数値は出ておりません。

次の実質公債費比率、この分につきましては前年度より 0.7%下がって 7.9%となっております。

その下の将来負担比率につきましては、今年度は一の宮の統合小学校の整備がありましたので、教育施設整備基金の取り崩しなどの理由によりまして前年度より 11.36%増えて 102.4%となっております。いずれにいたしましても、健全化基準を大幅に下回っている状況でございます。

次の 2 の表でございます。資金不足比率につきましては、すべての会計で該当がございませんので、そこには数字は出ておりません。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

佐伯和弘代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書を申し上げます。

1 自治体の破綻を背景に、平成 19 年 6 月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立いたしました。この法律の第 1 条に次のような文言があります。この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするという文言があります。ちょっとややこしい文言でございますけれども、要するに公営企業を含め健全性の指標を通して、

財政を早期の段階で健全化させるということであります。阿蘇市は平成 19 年決算からこの財政健全化比率を公表しております。ポイントは、歳入と歳出の差、つまり赤字決算になったとき、この公表は重みを帯びてまいりますが、平成 19 年度決算から過去 9 年間、一度も赤字比率はありませんでした。ちなみに、平成 27 年度決算で早期健全化基準に基づいてイエローカードやレッドカードになります赤字総額は、一般会計で 13 億 400 万円です。13 億 400 万円仮に赤字になりましたらイエローカードになります。連結実質赤字の場合には 17 億 9,200 万円です。赤字にならない限り、健全化比率は安泰と申します。先ほど財政課長からも説明がありましたように、当阿蘇市につきましては、何らその基準に捉えまして、早期健全化基準にまだまだ余裕があるということで納得していただければとよろしいかと思っております。

以上をもちまして、報告に代えさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 代表監査委員の説明を終わります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） それでは、ただいま議題としていただきました諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明を申し上げます。

お手元の議案集の 27 ページ、28 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、提案理由でございますけれども、本件は、人権擁護委員、岩瀬國興氏の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

今回、推薦を行います岩瀬國興氏は、平成 26 年 1 月 1 日に 4 期目の任命を受けられ、現在 4 期目でございます。岩瀬國興氏は現在、阿蘇大津協議会の会長、県の人権擁護委員連合会の理事と要職に就いておられますので、継続をお願いしたく推薦するものでございます。

なお、法務局の人権擁護委員の委嘱日が昨年度から 4 月と 10 月の各 1 日付けの年 2 回となりました。この措置によりまして、岩瀬國興氏の任期は自動的に来年 3 月 31 日までに延長されることになりましたので、新しい任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。氏の略歴等につきましては、28 ページのほうに参考資料として添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、諮問第2号について、採決をいたします。本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

日程第16 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藏原博敏君） 日程第16、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただいま議題としていただきました諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明を申し上げます。

お手元の議案集の29ページ、30ページのほうをお願いします。

まず、提案理由につきまして、本件は、人権擁護委員、佐藤和夫氏の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

今回、推薦を行います佐藤和夫氏は、現職の人権擁護委員で、現在2期目であります。

これまでの略歴等につきましては、30ページのほうに参考資料として添付しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

佐藤氏は、人望も厚く、積極的な活動をされておりますので、継続をお願いしたく推薦するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、諮問第3号について、採決を行います。本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定いたしました。
以上で、議案等の質疑が終わりました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をしたいと思います。5分間の休憩にさせていただきます。30分から再開します。

午後1時25分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第93号 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、平成28年第3回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第93号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」、本件は災害等における使用料の減免措置を講じる必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、議案1件（条例1件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第1、議案第93号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議案としていただきました議案第93号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」説明させていただきます。

温泉センター条例の一部を改正する条例、阿蘇市温泉センター条例の一部を次のように改正する。第11条を第12条とし、第10条を11条とし、第9条の次に次の1条を加える。（使用料の減免）第10条、市長は公益上、特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部または一部を減額し、または免除することができる。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

提案理由といたしまして、本件は災害時における使用料の減免措置を講じる必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。委員会付託します。所管の委員会の人以外の方、質疑をお願いします。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 議案に関してはいいわけですが、一言、追加議案が今回提出されて、本日の冒頭で議会運営委員会の報告ということで報告しましたが、議運でも検討したわけですが、安易に追加議案を出してもらおうと困るわけですよ。経済部長はわかっておられると思いますが、事前にわかっているやつはちゃんと議案に盛り込んで、追加で出さなくていいように、執行部もこれから先、しっかり考えてください。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で追加されました議案等の質疑が終わりました。

それぞれの常任委員会付託につきましては、議案第76号から議案第93号まで、認定第1号から認定第13号までをお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後1時37分 散会